上越市ガス水道事業管理者交際費支出基準

平成27年4月1日制定

支 出	区分	支 出 内 容 、対 象 者 等	支出限度額
会	費	各種団体等(一の民間企業である場合を除く。	金額が案内文書等に
		ただし、当該民間企業がガス水道事業運営に大	明記されている場合
		きく貢献していると認められる場合は含む。)が	はその額とし、明記
		行う会合に構成員又は来賓として出席する場合	されていない場合は
		の懇親会費の実費相当額	1万円
弔慰	香典	ガス水道事業関係者(近隣・関係ガス水道事業	
		の代表者、ガス水道関係審議会・委員会等の委	1 万円
		員、ガス水道事業に関連性のある組合・団体の	
		長で一部前・元職及び親族を含む。)への香典	
	生花	ガス水道事業関係者(近隣・関係ガス水道事業	概ね1万5千円
		の代表者、ガス水道関係審議会・委員会等の委	(消費税は含まな
		員、ガス水道事業に関連性のある組合・団体の	() ()
		それぞれ現職に限る。ただし、管理者職にあっ	
		ては元職含む) への生花	
		ガス水道事業関係者(近隣・関係ガス水道事業	
		の代表者、ガス水道関係審議会・委員会等の委	
見	舞	員、ガス水道事業に関連性のある組合・団体の	1万円
		それぞれ現職に限る。) の病気、事故、災害等に	
		対する見舞金品	
土産品		来客や訪問先等への土産品(ガス水道事業運営	1 万円
		上必要と認められる場合に限る。)	

[※] 中慰及び見舞について、管理者がガス水道事業運営上特に必要と認めるときは、この表に定める支出先以外にも支出することができる